

令和3年度

幸区提案型協働推進事業 募集要項



この募集要項には、幸区提案型協働推進事業の募集に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。ご確認の上、ご応募ください。

募集事業の取組例	1 高齢者等の健康づくり・見守り・支えあい 2 子育て支援 3 地域コミュニティの活性化 4 地域の魅力発信・向上 5 安全・安心なまちづくりの推進 6 エコ・環境負荷低減の取組 7 障害者が社会参加できる環境の創出 ※上記の例示に当てはまらない分野でも、応募可能です。
募集期間	令和3年2月26日（金）必着
提出先	幸区役所まちづくり推進部企画課（幸区役所4階）へ 持参もしくは郵送してください。 ※「様式⑤団体に関する確認書」以外はメールでの送付も可能です。

もくじ

	ページ		ページ
1 幸区提案型協働推進事業の概要…	2	9 審査方法…	6
2 募集する事業…	2	10 委託契約の締結…	7
3 事業実施期間…	4	11 事業内容の広報…	7
4 委託金額…	4	12 実施結果の報告…	7
5 応募できる団体…	4	13 情報公開…	7
6 幸区役所の役割…	5	14 事業実施にあたっての留意点…	7
7 募集から選定までの流れ…	5	別表 第2次選考の審査基準…	8
8 応募方法…	6		

◎問い合わせ先

幸区役所まちづくり推進部企画課
〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
電話 044-556-6612
FAX 044-555-3130
メールアドレス 63kikaku@city.kawasaki.jp

1 幸区提案型協働推進事業の概要

地域の課題を地域の団体・市民・行政が協働して解決していくために、具体的な取組内容を「事業計画提案」として募集します。提案された事業計画は、公開プレゼンテーションなどにより選考します。選考された事業計画を提案した団体は、幸区役所(川崎市)と委託契約を結び、その事業を定められた方法で期間内に実施していただきます。

なお、この事業は委託事業であり、幸区役所(川崎市)の事業として行われますので、その成果は幸区役所(川崎市)に帰属します。地域の団体の公益性の高い自主的な活動に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なりますのでご注意ください。

「委託」について

「委託方式」とは、本来、行政(川崎市)が行うべき事業を、民間の団体との契約により、その契約の履行という形を通じて、民間の団体に実施していただく方式のことを指しています。その特徴は次のとおりです。

- 補助事業や助成事業とは異なり、事業成果は幸区役所(川崎市)に帰属することになることから、事業の結果責任は行政が負うこととなる一方、委託を受ける団体は、契約に基づき、その債務を履行する義務(事業の実施)を負うことになります。
- また、委託を受ける団体には、地域の課題を的確に把握していることや、事業に必要な知識を持っていること、そして事業(契約内容)を確実に履行すること等が求められます。

2 募集する事業

(1) 地域課題の解決を目的とする、次の要件を満たす事業を募集します。

- ① 新規性が高い取組であること
- ② 区民全体に広がる可能性が高い取組であること

(2) 募集事業の取組例

パラムーブメントの推進に資する取組については、第2次審査時に加点対象とします。また、次の例示に当てはまらない分野でも、応募可能です。区役所との協働により地域課題の解決を図っていくことが可能な事業提案を、幅広く募集します。

■例1 高齢者等の健康づくり・見守り・支えあい

課題の背景 幸区では、高齢化率(65歳以上の人口比率)が、全区の中で比較的高く、22.7%(令和元年10月1日現在)に達するとともに、ひとり暮らしの高齢者も増加しています。地域包括ケアシステムの構築に向けて、区民が主体となった健康維持や助け合いなどの取組の推進が課題となっています。

(例)

①ひとり暮らし高齢者等を地域全体で見守る仕組みづくり

②地域での健康維持・増進を推進するための取組

■例2 子育て支援

課題の背景 区内では、大規模マンション等への子育て世帯の転入等に伴い、子どもの人口が増加しています。子育て支援のニーズが高まっており、子育てを地域全体で支える取組の推進が課題となっています。

(例)

①子どもと安全・安心に遊べる場所、子育て交流の場づくり、子育て支援に関わる人材育成の取組

②イベントなどの機会を通じて、親子のつながり・地域とのつながりを深める取組

③男性保護者の育児参加を支援する取組

■例3 地域コミュニティの活性化

課題の背景 大規模マンションの建設等により、新たに転入した区民と、以前から暮らしている区民との交流や、地域で支え合う意識の醸成などが求められています。地域コミュニティの中心となる町内会・自治会では、交通安全、環境美化、防災、防犯・防火など、様々な活動を行っており、今後も町内会・自治会の活性化が必要です。また、地域における顔の見える関係づくりなど、地域の絆をより深くし、幸区における地域包括ケアシステムの構築につながる取組の推進が課題となっています。

(例)
①子育て世帯や高齢者、障害のある方など、多様な主体が交流する場づくりを支援する取組
②若い世代が町内会・自治会等の社会活動に参加するための取組
③町内会・自治会の活動を効果的にアピールする取組

■例4 地域の魅力発信・向上

課題の背景 区内では、ミュージアム川崎シンフォニーホールや、市内唯一の動物園がある夢見ヶ崎公園、御幸公園など、「自然」「歴史」「文化」と触れ合うことができます。このほか、地域住民によるスポーツ活動なども活発であり、こうした地域の魅力を発信し、区民が地域への愛着や誇りをさらに高める取組の推進が求められています。

(例)
①音楽、スポーツ、区の木・区の花等の地域資源を活用した取組
②地域の歴史を伝える歴史ガイド等の実施

■例5 安全・安心なまちづくりの推進

課題の背景 暮らしの中で、地域の安全・安心は大変重要なことです。また、令和元年に本市に大きな被害をもたらした台風による風水害や発生が懸念されている首都直下地震など、防災に対する意識も高まっており、地域の身近な安全・安心につながる自助・互助（共助）の取組の推進が課題となっています。

(例)
①自転車マナー教室やパトロール等の実施
②災害に備えて、日頃から行うことができる取組の啓発

■例6 エコ・環境負荷低減の取組

課題の背景 幸区役所では、平成27年5月から供用を開始した庁舎に省エネ機能等を取り入れるほか、資源の有効活用やリサイクルなど、環境負荷低減に取り組むとともに区民の環境意識の啓発や高揚を図っています。また、節電の意識や自然エネルギーへの関心も高まっており、身近な生活の中での地球環境に配慮した一層の取組の推進が課題となっています。

(例)
①節電など省資源化につながる取組を幅広く紹介、普及させる取組
②街の景観や環境への意識を高め、普及させる取組

■例7 障害者が社会参加できる環境の創出

課題の背景 市では、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定し、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりを目指しています。区においても、障害者などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することが求められています。

(例)
①障害者スポーツの普及・推進に関する取組
②障害者アートの普及・推進に関する取組
③心理的バリアの解消（心のバリアフリー）に繋がる取組

(3) 実施する事業数は、**予算の範囲内で可能な限り**とします。また、幸区提案型協働推進事業は委託方式により執行します。

(4) 次のいずれかに該当する事業は、本事業の対象になりません。

- ア 幸区役所が事務を分掌していない事業
- イ 国、地方公共団体及び出資法人から当該事業の委託又は補助助成を受けている、又は受ける見込みのある事業
- ウ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- エ 政治活動若しくは宗教活動又は選挙活動を目的とした事業
- オ 施設等の建設や整備を目的とした事業
- カ 政策立案のための調査又は研究を目的とした事業
- キ 学術的な調査又は研究を目的とした事業
- ク 事業実施を伴わない調査のみを目的とした事業
- ケ 幸区役所が既に実施している事業
- コ 公序良俗に反する事業

(5) 新型コロナウイルス感染症対策

区民参加型の事業については、実施時期の社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルスの感染対策を考慮した手法、内容により実施してください。

3 事業実施期間

原則、令和3年5月以降の契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

※事業は単年度を原則としますが、翌年度も継続して実施を希望する場合は、次年度以降改めて提案していただき、審査を行います。この場合、同一事業の実施は3年間で限度とします。なお、翌年度以降の募集内容については、年度により変更になる場合がありますので、御了承ください。

※事業実施期間については、7ページ「12 実施結果の報告」に記載の完了報告等も考慮の上、設定してください。

4 委託金額

(1) 委託料は、1事業あたり50万円以内（消費税及び地方消費税を含む）とします。

※提案団体の事業計画、能力、組織体制等を総合的に勘案し両者で協議の上、限度額の引き上げを可とします。

(2) 事業内容を精査し、金額の調整を行うことがあります。

(3) 委託料以外の収入をサービスの受益者から徴収することを想定する場合、事前にご相談ください。

5 応募できる団体

幸区内において事業を実施できる団体（町内会・自治会、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、企業等）で、次の要件を満たす団体が応募できます。

(1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること。

(2) 予算及び決算を適正に行っていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がないこと

(4) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること。

(5) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと。

(8) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）

の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にないこと。
- (10) 公序良俗に反しないこと。

6 幸区役所の役割

(1) 経費の負担

対象となる経費は、幸区提案型協働推進事業を実施するために必要とする経費です。次の経費を対象とします。

- ① 人件費（事業実施に伴う活動スタッフ、アルバイト等の賃金・報酬）
- ② 報償費（講師や専門家、出演者等への謝礼など）
- ③ 旅費（事業実施に伴う交通費など）
- ④ 消耗品費（事務用品、材料、書籍などの購入費 ※1つの物品の単価は原則2万円未満とします。）
- ⑤ 印刷製本費（ちらし、ポスター、資料の作成費・印刷費など）
- ⑥ 通信運搬費（会議開催通知や資料送付に必要な切手代など）
- ⑦ 保険料（イベント保険料など）
- ⑧ 賃借料（会議室使用料、機材等のレンタル料など）

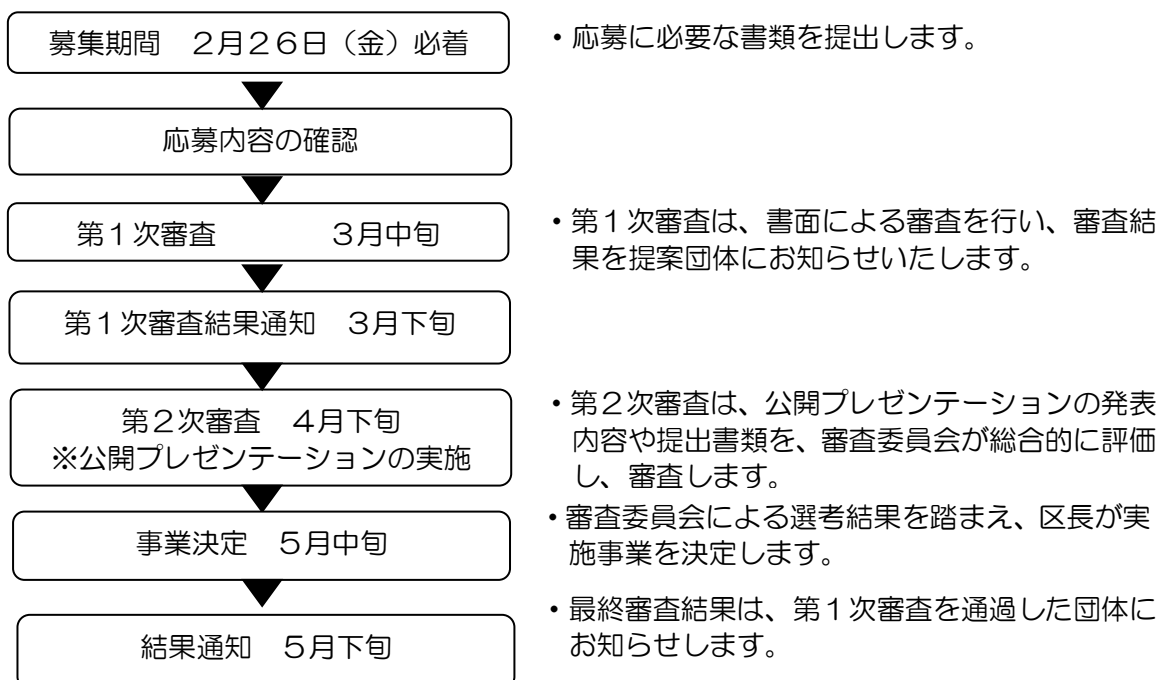
※その他の経費については、別途相談とします。

(2) 事業執行への協力

提案団体が事業を執行する上で、イベント、講習会等の開催や参加者募集などを行う際に、必要に応じて、幸区役所は市政だより区版及び幸区ホームページへの情報掲載等の広報並びに開催会場としての区役所会議室等の提供を行います。また、事業執行において事前に取り決める役割分担に応じて、協働の相手方としての役割を担います。

例) 事業に必要な情報の提供、事業実施場所の提供、広報活動、行政機関等との連絡調整

7 募集から選定までの流れ（予定）



8 応募方法

次の書類を募集期間内に企画課へ1部提出してください。また、提出された書類は、理由のいかんを問わず、返還できません（事前にコピーを作成しておくことをおすすめします）。なお、応募に当たって必要となる費用は、すべて提案団体の負担とします。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書
 - ② 事業計画提案書（第1号様式）
 - ③ 経費見積書（第2号様式）
 - ④ 団体概要書（第3号様式）
 - ⑤ 団体に関する確認書
 - ⑥ 令和元年度の団体の活動報告書（様式自由）
 - ⑦ 令和元年度の団体の収支決算書（様式自由）
 - ⑧ 団体の定款又はこれに相当する書類（規約、会則等）及び役員の名簿（様式自由）
- ※様式（応募申込書、第1～3号様式、団体に関する確認書）は、幸区ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/saiwai/page/0000106768.html>）からもダウンロードできます。

※特段の理由により、提出書類が揃わないなどがありましたら、御相談ください。

※団体の状況や提案内容等を確認するため、質問することや、①～⑧以外の書類提出を求める場合があります。

(2) 募集期間 令和3年2月26日（金）必着

窓口の受付時間は、平日の午前8時半～正午と午後1時～5時です（土、日、祝日は受付しておりません）。

(3) 提出方法 窓口へ直接お持ちになるか郵送で提出してください（ただし、「様式⑤団体に関する確認書」以外はメールでの送付も可能です）。

(4) 提出先 幸区役所まちづくり推進部企画課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1丁目1番地1（幸区役所4階）

メールアドレス：63kikaku@city.kawasaki.jp（※「様式⑤団体に関する確認書」を除く）

9 審査方法

(1) 審査委員会

有識者等で構成される川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最終的に区長が選定します。

(2) 審査方法

第1次審査は、書面により要件審査を行います。第2次審査では公開プレゼンテーションを行います。第1次審査を通過しても公開プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象外となります。

(3) 第2次審査の審査基準は、別表（8ページ）を参照してください。

(4) 審査結果は、参加団体全てにそれぞれ通知します。

10 委託契約の締結

(1) 事業実施の手続き

幸区提案型協働推進事業は、提案団体と幸区役所双方がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実施していくものです。そのため、事業を行うことが決定した団体については、委託契約締結前に事業目的、役割・責任分担や経費負担などについて担当する部署と、より具体的な協議を行っていただきます。また、提案内容の一部を変更していただくことがあります。変更に伴い、委託金額が変動することがありますので、あらかじめご理解願います。

(2) 委託契約の締結

団体と担当部署との協議がまとまった後、川崎市契約条例等関係法令に基づいて、委託契約を締結します。事業の目的・内容、金額、期間、委託料の支払時期等は、双方の合意に基づき委託契約書で定めますので、定められた内容及び方法で事業を実施していただきます。

(3) 著作権の帰属

本事業の成果物の著作権は、幸区役所（川崎市）に帰属します。

11 事業内容の広報

(1) 事業内容の広報

幸区役所は、審査過程や事業実施の公正性、透明性を高めるため、提案された事業の概要、提案団体名、事業の実施状況、実施結果等を幸区ホームページ等で広報します。なお、事業の写真(画像)を掲載することもあります。

(2) 事業実施での広報

団体が事業を実施する場合には、事業に係るポスター、チラシ、冊子、開催会場等に、幸区提案型協働推進事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

12 実施結果の報告

提案団体は、2月（予定）に幸区役所で開催する公開事業報告会等に出席し、事業の概要や実績を報告（中間報告又は完了報告）していただきます。その際用いる報告資料は別途指定する期日までに幸区役所に提出していただきます。中間報告を行った団体は、事業の完了後に改めて完了報告を書面等により行っていただきます。

13 情報公開

(1) 本事業の募集、実施等に関わって提出した書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開されることがあります。

(2) 審査委員会は、公開事業報告会、公開プレゼンテーションを除き、非公開とします。

14 事業実施にあたっての留意点

(1) 本事業は令和3年第1回市議会定例会における予算の議決を要します。

(2) 事業の実施が計画より大幅に遅れそうな場合、内容等に大幅な変更が生じるおそれが生じた場合、事業の実施が困難になった場合は、速やかに幸区役所に報告し、協議してください。

(3) 委託料は、事業実施終了後に一括して支払いとなります。ただし、諸事情によりやむを得ない場合は、支払い方法について調整しますので、詳細はお問い合わせください。

(4) 事業の実施状況及び実施結果について、必要に応じて書類提出や事業実施の現地を確認させていただく場合があります。

(5) 印刷物を作成する場合等は、再生紙を使うなど環境に配慮するとともに、文字の大きさ、字体のわかりやすさ、色使いに配慮するなど、バリアフリーに配慮してください。

(別表) 第2次審査の審査基準

第2次審査は、提出書類や公開プレゼンテーション等の内容について、次に掲げる基準に従い審査します。

項目	配点	審査にあたってのポイント
1 協働の方向性		
(1)提案の的確性	10	・ 提案内容は、地域の課題を的確にとらえたもので、かつ川崎市の施策とも合致し、幸区役所の事業として実施するにふさわしいものか。
(2)提案の先駆性・新規性	5	・ 提案内容に先駆性・新規性があり、今後の幸区提案型協働推進事業のモデルとなり得るか。
(3)協働の必要性・役割分担	10	・ 課題解決のために協働という手法が効果的か。 ・ 提案団体と幸区役所が協働することで、より高い効果が期待できるか。 ・ 提案団体と幸区役所との役割分担が明確かつ妥当なものになっているか。
2 事業の実現性		
(1)事業の計画性	5	・ 事業の実施方法、スケジュール等が具体的に計画されており、計画どおりに実施可能か。
(2)事業の社会的適応性	5	・ 地域の住民や団体等の理解が得られるか。また、その見込みがあるか。
(3)団体の実施能力	5	・ 提案団体のこれまでの活動実績はどうか。 ・ 提案団体は、当該事業を実施する上での、必要な知識や経験を持ち、事業を遂行する能力があるか。
(4)団体の実施体制	5	・ 事業実施に必要な人員や組織体制等が確保されているか。
(5)予算の適正性	5	・ 経費の積算は事業計画に対して適正なものであるか。 ・ 効率的に事業を行い、コストを抑えているか。
(6)事業成果	10	・ 事業を実施することで、より多くの区民に対して具体的な効果・成果が期待できるか。
(7)取組の発展性	10	・ 幸区提案型協働推進事業としての事業終了後も、地域の課題解決の取組として継続や発展が期待できるか。
3 加点对象		
(1)パラムーブメントの推進に資する取組	5	・ パラムーブメントの推進に資する取組であるか。
合計	75	

※ 評価は1項目5点満点として審査委員が行います。

※ 評価の基準

5(10)点…特に優れている

4(8)点…優れている

3(6)点…普通

2(4)点…やや劣っている

1(2)点…劣っている

※ 「3 加点对象」は加点する場合は5点、加点しない場合は0点とします。

※ 基準点(210点)に満たない場合は不選考とします。(基準点は全委員が全項目において3(6)点の評価をした場合の合計点となります。)

パラムーブメント

障がい、年齢、人種、LGBTなど、様々な個性を持つ人たちが生き生きと暮らし上での障壁となっている私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かい、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりを行うこと
(詳細については[かわさきパラムーブメント](#)で検索。)